令和５年２月 15 日

郡市区等医師会　様

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について（周知依頼）」の送付について

日頃は本会の学校保健事業にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび日本医師会より標記の件につきまして、通知が参りました。

内容は学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施について、毎年６月 30 日までに実施することとされています。しかし、令和５年度当初においても新型コロナウイルス感染症に関する従前の対応の継続が見込まれることを踏まえ、文部科学省より学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施について、関係各所に事務連絡が発出され、日本医師会を通じて本会への周知方依頼がありました。

つきましては、貴会でもご了知いただくとともに会員への周知方、よろしくお願いします。 今回の文部科学省事務連絡の主な内容は、下記のとおりです。

記

１．令和４年度の学校健診について

年度末までの間にすみやかに実施することとしているため、まだ実施していない学校については早急に実施する。

２．令和５年度の学校健診について

学校保健安全法第 13 条第１項の規定により毎学年６月 30 日までに実施することとしているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施する。

（事務局：地域医療１課　湯口・深山）
TEL：06 - 6763 - 7012　FAX：06 - 6766 - 2875
E－MAIL：k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp